

2017年（平成29年）第10回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）10月11日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）10月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）10月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階中会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 北部出張所 | 山田 秀訓 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 沼隈出張所 | 杉本 倫草 | 神辺出張所 | 藤井 勝俊 |
| 事務局 | 杉原 信広 | 事務局 | 平田 純雄 |
- 以上8名

10 議事内容

午前9時54分開会

事務局次長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第10回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、全員出席ですので、本会議は成立します。

議長 続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号3番の若井久夫委員と議席番号16番の桑田恒二委員をお願いします。

議長 議事に入る前に、議案の追加等があれば、事務局より説明してください。

事務局 それでは、2017年（平成29年）第10回農地部会議案書追加、訂正事項についてご説明します。

10ページ16番、受人名前欄の丸真運輸有限会社代表取締役前真澄の名前を前真澄に訂正、31ページ47番、備考欄に使用貸借権を追加、34ページ58番、備考欄に使用貸借権を追加。

以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井) それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、10月23日月曜日午前9時30分から関係者により、現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号1件、議案第3号1件、議案第5号1件の合計3件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番について報告をします。

川口町五丁目の譲受人が、同居する父である譲渡人より川口町五丁目の田1筆1, 355㎡を贈与により譲受けて、引き続き水稻の栽培をしていくものです。

譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4 番

西部地区の審議内容について報告します。

(岡本)

西部地区では、10月24日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号3件、議案第3号4件、議案第4号3件の合計10件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの2番から4番について報告をします。

2番は、内海町の受人が、遠方で耕作困難な神戸市の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

3番は、内海町の受人が、遠方で耕作困難な神奈川県藤沢市の渡人から申請地の贈与を受け、野菜及び果樹を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

4番は、沼隈町の受人が、川口町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

いずれの受人とも、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番

それでは、松永地区の審議内容について報告いたします。

(平)

松永地区では、10月24日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号4件、議案第4号2件の合計6件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ5番から8番について報告をします。

5番と6番は関連案件で、本郷町の受人が5番で兵庫県川西市の渡人から売買により譲受け、6番で本郷町の受人外1人が同じく兵庫県川西市の渡人から贈与により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、水稻及び野菜を栽培する計画です。

7番と8番は関連案件で、藤江町の受人が7番で同町の渡人から売買により譲受け、8番で同町の貸出人から3年間の使用貸借権を設定して借受け、経営規模の拡大を図るもので、野菜及び果樹の栽培をする計画です。

受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、10月24日の午後12時50分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号8件、議案第2号2件、議案第3号4件、議案第4号3件の合計17件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの9番から4ページの16番について報告をします。

9番は、駅家町の借受人が、期間を定めない使用貸借権を設定して、芦田町の貸出人から申請地を借受け、新規就農により水稻を栽培するものです。

10番は、芦田町の譲受人が、広島市南区の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

11番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農により水稻を栽培するものです。

12番は、駅家町の譲受人が、現在耕作している農地の利便性向上のため、同町の譲渡人から申請地を交換で譲受け、水稻を栽培するものです。

13番と14番は関連案件で、駅家町の譲受人が、兵庫県神戸市の譲渡人2名から申請地を借受けていますが、この度、譲受人への所有権移転により、借入耕作地の解放を行うとともに、新たに1筆の農地を譲受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

15番と16番は関連案件で、新市町の借受人或いは譲受人が、15番で3年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、16番で新市町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農により水稻

及び野菜を栽培するものです。

いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。神辺地区農地調整協議会は、10月24日午前9時からの現地調査に続き、午後1時30分より神辺支所3階31会議室において、協議会委員6名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号11件、議案第4号1件の合計18件について審議しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの17番から5ページの21番について報告をします

17番は、平野に居住する譲受人が、申請地の田1筆928㎡を取得し、経営規模の拡大を行うもので、申請地では、引き続き水稻を栽培するものです。

18番は、花園町の農業を営む法人が、田2筆、2,267㎡を使用貸借権の設定により借受け、申請地で、季節野菜を栽培するものです。

19番と20番は関連案件で、川北に居住する譲受人が、19番では、申請地の田2筆680㎡を贈与により譲受け、20番では、申請地の田1筆951㎡を使用貸借権の設定により借受け、合計1,631㎡で新規就農するもので、申請地では、引き続き水稻を栽培する計画です。

21番は、徳田に居住する譲受人が、申請地の田1筆258㎡を義弟から贈与を受け、経営規模の拡大を図るもので、申請地では、引き続き、イチジク、柿を栽培する計画です。

すべての案件については、譲受人・借受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件について、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原) それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 1 番と 2 番について報告します。
1 番は、芦田町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。
場所は、福相小学校の北西、約 4 0 0 メートルのところですか。
2 番は、大阪市平野区の申請人が、申請地を貸露天駐車場として転用するものです。
場所は、駅家南中学校の東、約 3 0 0 メートルのところですか。
なお、1 番と 2 番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。
現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本) 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページの 3 番について報告します。
箱田に居住する申請人が、太陽光発電パネルを設置し、最大 3 8 . 5 0 kW を売電する計画です。
なお、再生可能エネルギー発電設備の認定見込みで、申請地は農振農用

地からの除外申請中です。

現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農
地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある
第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるた
め、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要
件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切
な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお
願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定しま
す。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及
び意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処
分及び意見決定について」の7ページ1番について報告します。

広島市中区の法人が、尾道市の貸出人から春日町大字浦上の田1筆59

4 m²の内574.48 m²に賃借権を設定して借受けて、中国電力の送電線鉄塔建替工事に伴う作業ヤードとして一時転用するもので、工事期間は平成30年9月30日までを予定しています。

場所は、浦上八幡神社の北西、約450メートルです。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われる、転用に問題ないと思われま。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7ページ2番から8ページ5番について報告します。

2番は、赤坂町の受人が、同町の渡人である祖父から申請地を譲受け、住宅及び倉庫を建築するものです。

場所は、赤坂小学校の北、約300メートルのところ。

3番は、赤坂町の受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の渡人である父親から借受け、住宅を建築するものです。

場所は、市立福山高校のグラウンドの東側です。

4番は、瀬戸町の受人が、大阪府八尾市の渡人から申請地を譲受け、受人が経営するこども園の送迎用の露天駐車場として利用するものです。

場所は、雇用促進住宅瀬戸宿舎の北西、約250メートルのところ。

5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、JA福山市山南支店の南西、約150メートルのところ。

なお、5番の543番地を除く全ての申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありま。

現地調査をしまし。いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しまし。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8ページ6番から9ページ9番について報告しまし。

6番から9番は関連案件で、譲受人である神辺町の法人が、申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、6番から9番ともに、十四池の西、約200メートルのところ

です。

現地調査をしましたが、いずれの農地も周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見について」の 13 ページ 24 番から 14 ページ 30 番について報告します。

10 番は、上御領で農業を営む法人が、申請地を現在、農業用施設及び農業用付帯施設用地として利用しています。申請地については、転用許可の手続きを行なっていなかったため、このたび許可申請を行うものです。

なお、このことについて顛末書に記されており、関連法令については、担当部局等に許可申請が行われています。

また、申請地は、農振農用地の農地から農業用施設用地への用途区分の変更がすでにされています。

11 番は、下御領の不動産を営む法人が、申請地を広島市佐伯区の譲渡人から譲受け、露天資材置場として転用するものです。

12 番は、光南町に居住する譲受人が、申請地を広島市佐伯区の譲渡人から譲受け、太陽光発電パネルを設置し、最大 49.50kW を売電するものです。

なお、再生可能エネルギー発電設備の認定見込みです。

13 番は、曙町の建築業を営む法人が、申請地を笠岡市の譲渡人から譲受け、地域住民用のゴミ収集所として転用するものです。

14 番は、川南の製造業を営む法人が、申請地を京都府向日市の譲渡人から譲受け、露天資材置場及び露天駐車場として転用するものです。

15 番は、日吉台に居住する譲受人が、申請地を港町の譲渡人から譲受け、自家用及び営業用車両の露天駐車場として転用するものです。

16 番は、箱田の運送業を営む法人が、申請地を駅家町の譲渡人から譲受け、露天駐車場として転用するものです。

17 番は、御幸町の不動産及び建設業を営む法人が、申請地を埼玉県川越市の譲渡人から譲受け、露天資材置場として転用するものです。

なお、申請地は農振農用地からの除外申請中です。

18 番は、岡山県井原市に居住する譲受人が、申請地を西中条の譲渡人から譲受け、太陽光発電パネルを設置し、最大 33.00kW を売電するものです。

なお、再生可能エネルギー発電設備の認定見込みです。

19番と20番は関連案件で、川南の建築業を営む法人が、申請地を譲渡人からそれぞれ譲受け、建売住宅7棟を建築するものです。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の6番から9番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため第2種農地として判断されます。

11番、12番は、井原鉄道井原線御野駅から、また、19番、20番は、JR福塩線道上駅からそれぞれおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、6番から9番は、転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等がないようですので、採決します。

議案第3号について、6番から9番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、そのほかの案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第3号は、6番から9番を許可相当として常設審

議委員会農地部会へ諮問し、そのほかの案件を原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の12ページの1番から3番について報告します。

1番は、沼隈町の申請人によるもので、申請地を昭和60年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。
場所は、ツネイシフィールド広島県フットボールセンターの南側です。

2番と3番は、神戸市の申請人によるもので、2番は、昭和52年頃から、3番は、昭和50年頃から、申請地をそれぞれ耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、2番が、内海小学校の南、約550メートルのところ、3番が、横山海岸の北、約200メートルのところではす。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の12ページ4番と5番について報告します。

4番は、神村町の申請人が昭和40年3月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。

場所は、神村12区コミュニティ館の南西、約480メートルのところではす。

5番は、神村町の申請人が昭和61年4月頃から倉庫敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、県立松永高等学校の北東、約900メートルのところではす。

なお、4番の2227-1は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

いずれも、現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします

11 番
(安原)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の12ページの6番から13ページの8番について報告します。

6番は、芦田町の申請人が、昭和60年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、日和池の西、約200メートルのところです。

7番は、加茂町の申請人が、昭和40年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っております。

場所は、北辰バス楠田バス停の北東、約900メートルのところですよ。

8番は、相続財産管理人からの申請で、加茂町の土地所有者が、平成元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っています。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約300メートルのところですよ。

なお、6番から8番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の13ページ9番について報告します。

神辺町平野の申請人が、申請地を昭和58年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

なお、申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明可能と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番

(藤井)

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」14ページ1番について報告をします。

相続人である子が、同居していた母より申請地である西新涯町二丁目の田1筆695㎡の内300㎡と畑1筆331㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として耕作し、果樹や野菜の栽培をするものです。

現地確認を行ないましたが、申請農地は適正に管理されています。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

15ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、8件を事務局長専決で受理しました。

次に、18ページ、19ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、20ページから

34ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条9件，5条60件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決で受理しました。

次に，35ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う，通信のための電線及び中継施設等の設置については，農地転用の制限の例外となります。1件を受理しました。

次に36ページから38ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が11件ありました。

次に，39ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。1番，2番，4番は，広島法務局福山支局から，3番は，広島地方裁判所福山支部から照会があったもので，競売物件の登記地目が「農地」であることから，農業委員会が現地調査を行い，現況を報告するものです。

この報告は，照会の日から2週間以内に行うこととなっています。現地確認等の関係から事務局長専決で報告しました。

現地調査の結果，すべて農地性が認められなかったため，非農地として報告しました。

次に，40ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は，届出の受理後，何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は，1番は，計画の変更によるものです。改めて33ページ52番で届出が行われています。また，2番は計画の中止によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

専決処分・届出等の報告について，発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので，2017年（平成29年）第10回の農地部会を終了します。

なお，来月の農地部会は，11月30日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時28分閉会